

仕 様 書

1 趣旨

「金沢美大柳宗理デザインミュージアム（仮称）展示施工業務実施設計図書」に基づき展示施工業務を行うものである。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 施設の概要

整備場所 金沢市西町三番丁16番地（金沢市西町教育研修館）

施設構造 鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階

延床面積 1,724.90m²

施設機能 教育（金沢美大の教育プログラムへの活用など）

研究・収蔵（柳宗理やデザインに関する調査研究など）

普及・発信（作品に触れる展示棟の体験の機会の提供など）

交流（市民講座、講演会、ワークショップなど）

展示範囲 約 920m²

1階 ホール、イベント・カフェスペース、ミュージアムショップ

2階 展示室1～3、収蔵庫

3階 展示室、収蔵展示室、収蔵庫1～2

上記のほか、設計図書に整備が求められている箇所を含む。

4 業務予定

展示施工 ※別途建築工事・設備工事を実施

（参考：令和9年度中 開館予定）

5 業務内容

本業務は、委託設計書及び設計図書に基づき施工する。

上記に定める事項以外については、発注者の指示による。

6 施工业務の方針

(1) 施設設計者から、監修を受け業務を遂行する。そのため、必要に応じ施設設計者と綿密な協議を行うこと。また、柳工業デザイン研究会、その他当該業務の実施に当たり関係する機関、関係者からの意見には適切に対応すること。

(2) 施工に際しては、別途発注する施設本体の建築、設備の施工者と綿密な連絡を保つとともに、常に調整を図りながら、施工の万全を期すること。

7 業務内容の疑義

受注者は、業務の内容に疑義が生じたときは、速やかに発注者及び建築等施工者の指示を受けなければならない。

8 軽微な変更

本委託業務において、やむを得ず生じる軽微な変更に関しては、市監督員の指示に従うものとし、契約金額の変更は行わない。

9 守秘義務

受注者は、本委託業務において知り得た情報並びに成果品を他に漏洩、公表、貸与又は使用をしてはならない。

10 成果品の引渡し

受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく成果品を引き渡さなければならぬ。

11 著作権の譲渡等

- (1) 受注者は、成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（著作権法第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該成果品の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- (2) 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
 - ① 成果品、成果品の複製及び成果品の二次的著作物の内容を公表すること。
 - ② 成果品を発注者自らが複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
 - ③ 成果品を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- (3) 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。
 - ① 成果品、成果品の複製及び成果品の二次的著作物の内容を公表すること。
 - ② 成果品、成果品の複製及び成果品の二次的著作物に受注者の実名又は変名を表示すること。
- (4) 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (5) 受注者は、発注者に対し、成果品が第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを保証する。

12 手続書類の提出

- (1) 受注者は、業務を着手するときは委託業務着手届とともに、次の手続書類を発注者に提出しなければならない。
 - ① 委託業務着手届（別記様式第1号） 1部
 - ② 委託業務工程表 1部
 - ③ 委託業務総括責任者等選任届（別記様式第2号） 1部
- (2) 委託業務を完了したときは、委託業務完了届を提出し、完了検査を受けるものとする。

また、合格の連絡を受けたときは遅滞なく委託業務引渡書及び請求書を提出すること。

- ① 委託業務完了届（別記様式第3号） 1部
- ② 委託業務引渡書（別記様式第4号） 1部
- ③ 請求書（市指定様式） 1部

(3) その他特記仕様書に定める書類

13 留意事項

受注者は、業務に当たり次の点を留意すること。

調査費や交通費、資料代など、業務に必要な費用は、全て契約金額に含むものとする。